

産業能率大学通教校友会  
本部共催学習会開催時の費用に係る助成金に関する規程

分類番号：助一程004

制定日：2009年6月1日

改正日：2016年7月9日

(目的)

第1条 この規程は、産業能率大学通教校友会（以下「校友会」という。）が本部共催による学習会を実施する当たり発生した費用に係る助成金（以下「助成金」という。）の支給に関して必要な事項を定める。

(助成金の支給要件)

第2条 助成金は、次の各号の要件をすべて満たす学習会または講演会もしくは研究会等（以下「学習会等」という）を対象とし、実施内容を精査した上で支給する。

- (1)一つの支部会員のみではなく、複数の支部会員を対象とする学習会等。
- (2)会員相互の研鑽に資することを目的としたテーマを設定し、講師を招聘したもの。
- (3)支部総会および支部特別活動助成金の対象に該当しないもの。
- (4)実施の案内を1か月以上前にホームページ等で校友会員に告知しているもの。

(助成金の支給回数)

第3条 助成金の支給回数は、原則として1会計年度当たり1回とする。

(助成金の申請方法と申請期限)

第4条 助成金を申請する場合は、次の各号の書類をすべて、当該学習会等を実施する1か月前までに産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1)別紙1「産業能率大学通教校友会 本部共催学習会等に係る助成金検討依頼書」（以下「依頼書」という。）
  - (2)学習会等の実施に関する案内書
- 2 事務局は、依頼書等の内容が第2条第1項の第(1)号から第(4)号の要件をすべて満たしているか否かを審査し、助成金支給の可否を決定する。
- 3 事務局は、審査結果について、助成金を申請した支部に通知する。

(助成金の申請)

第5条 助成金の支給について承認を得た支部は、学習会等終了後、1か月以内に次の各号の書類をすべて事務局へ提出しなければならない。

- (1)別紙2の「産業能率大学通教校友会 本部共催学習会等に係る助成金申請書」（以下「申請書」という。）
- (2)助成金申請に係る領収書

(3) 学習会等に出席した校友会員の名簿

(4) 学習会等で使用した資料

- 2 事務局は、前項の第(1)号から第(4)号の書類を精査し、申請内容が第2条第1項の第(1)号から第(4)号の要件をすべて満たしていると判断した分に対して、原則として申請日の翌月、助成金の申請書に記載された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。
- 3 前第1項に定める書類の提出期限は、学習会等終了後、1か月以内とし、年度ごとの申請締切日は5月31日とする。

(助成金の支給金額)

第6条 助成金の対象は、講師への謝礼および貸会議室料並びに会員への案内郵送料等とし、飲食費等は含まないものとする。

- 2 助成金の上限は20,000円とし、使用経費に対する助成金の割合は、下表のとおりとする。

校友会員の出席者数	使用経費に対する助成金の割合
4人以下	0%
5～6人	50%
7人～9人	70%
10人以上	100%